

規制改革会議 説明資料

横浜市 こども青少年局

【Ⅰ チームヨコハマでの待機児童対策】

- 1 保育所待機児童の推移
- 2 就学前児童の在籍状況
- 3 横浜市の待機児童対策 ～プロジェクト提案～「量の提供」から「選択制の高い総合的対応」へ
- 4 待機児童対策の予算
- 5 待機児童対策の推進体制
- 6 認可保育所の設置主体別内訳
- 7 横浜市の保育資源
- 8 保育資源の定義

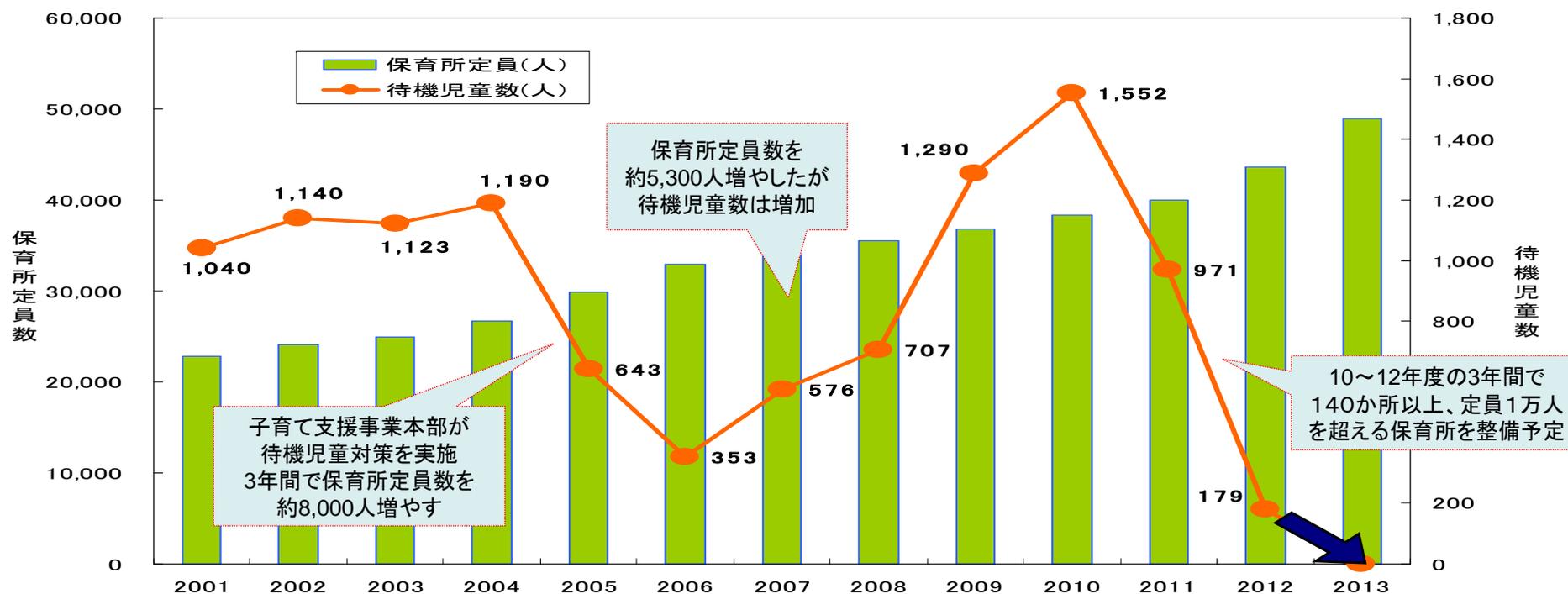


【Ⅱ 個別の取組紹介】

- 1 未利用国有地・県有地・市有地の活用について
- 2 民間保育所整備促進事業（内装整備補助事業）について
- 3 民間保育所整備マッチング事業について
- 4 横浜保育室の活用について
- 5 保育コンシェルジュについて
- 6 既存施設の利用について
- 7 保育士確保の取組について
- 8 NPO等を活用した家庭的保育事業について

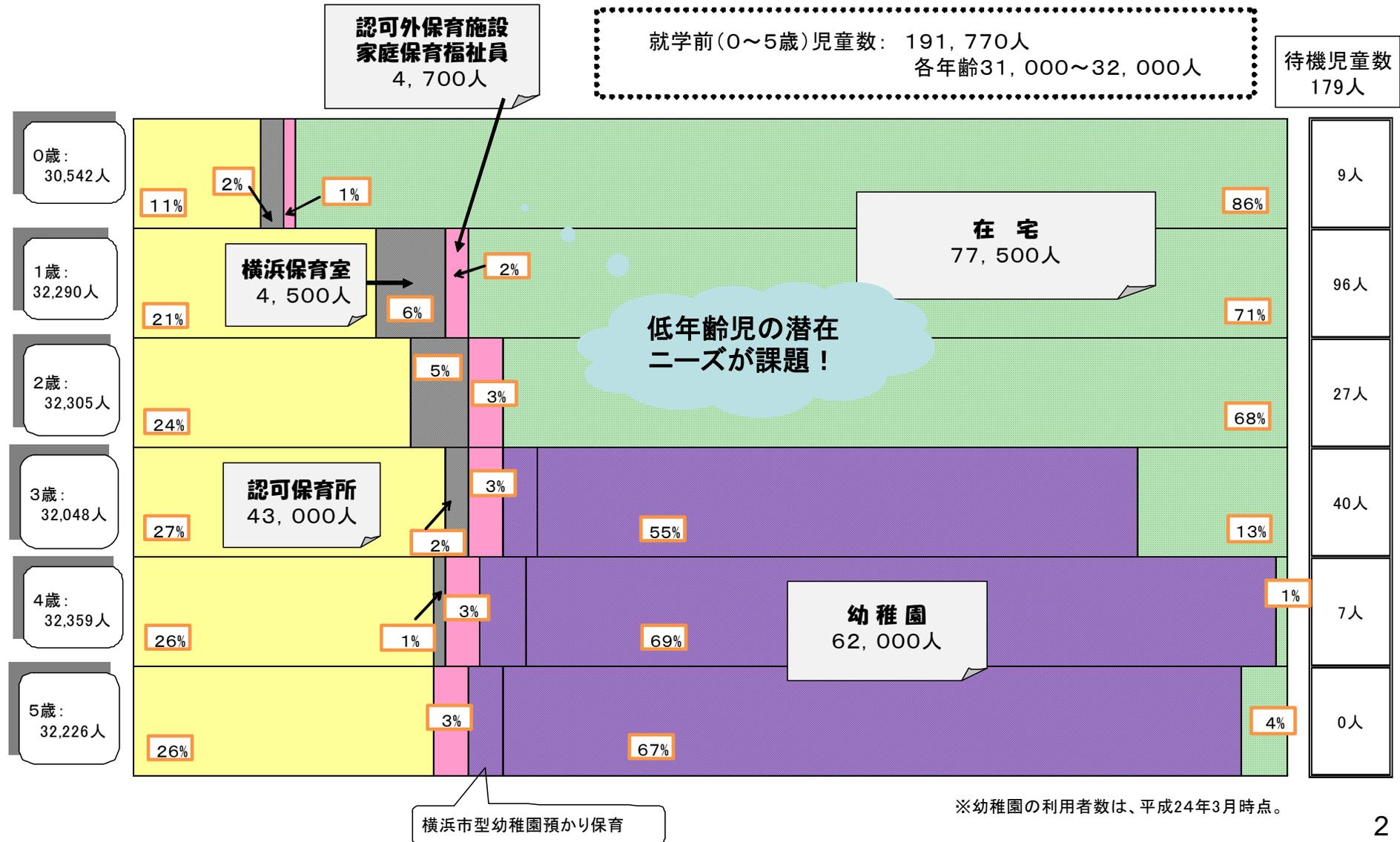


保育所待機児童数の推移



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
保育所数	245	258	267	289	327	368	383	402	420	436	459	507
保育所定員	22,770	24,125	24,983	26,689	29,888	32,994	33,944	35,582	36,871	38,295	40,007	43,607
就学前児童数(A)	197,550	199,720	201,163	201,626	200,022	198,183	196,763	195,898	194,638	193,584	192,861	191,770
入所申込数(B)	23,761	25,277	26,250	28,112	31,253	33,387	35,466	36,573	39,948	41,933	44,094	45,707
申込率(B/A)	12.0%	12.7%	13.0%	13.9%	15.6%	16.8%	18.0%	18.7%	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%
入所児童数	22,003	23,401	24,400	26,306	29,264	31,971	33,442	34,249	36,652	38,331	40,705	43,332
待機児童数	1,040	1,140	1,123	1,190	643	353	576	707	1,290	1,552	971	179

就学前児童の在籍状況(H24. 4)



横浜市の待機児童対策 ～プロジェクト提案～ 「量の提供」から「選択性の高い総合的対応」へ



I - 3

①多様な保育サービスの展開

- * 短時間勤務を希望していても、フルタイム仕様の保育所以外に、こどもをあずける場所がない

②多様な保育サービスを、適切に保護者と結び付ける

- * 保護者は預ける＝認可保育所と思っている
- * 区役所の窓口で、認可保育所以外の情報がない

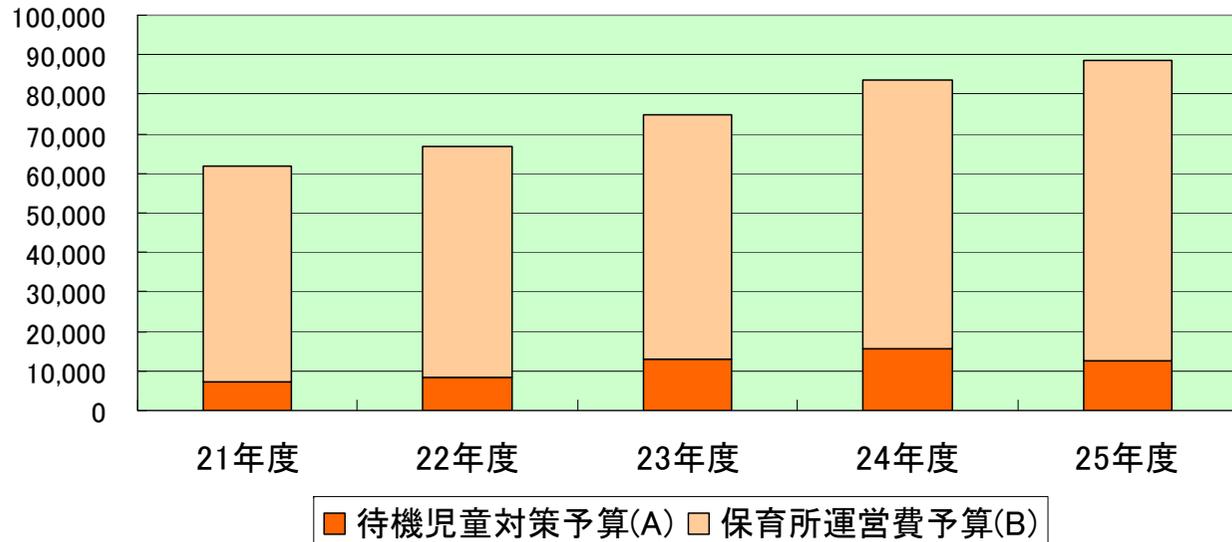
③区を主体とする推進体制の整備

- * 地域特性や地域資源を活用した効果的・効率的な取組が必要

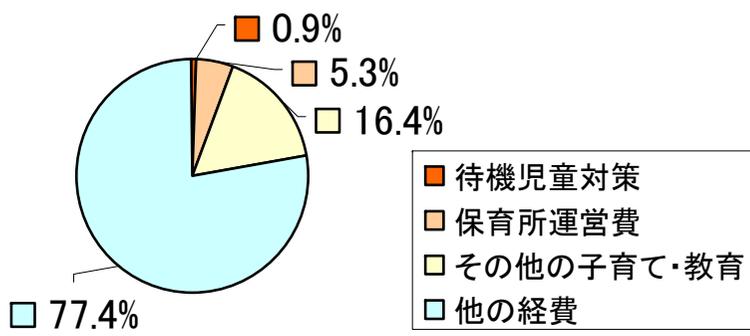
④保育サービス間で不公平感のない、適正な料金設定

- * 時間が長くて給食もある保育園が、もっとも安く利用できる

待機児童対策の予算



一般会計に占める割合 (H25)



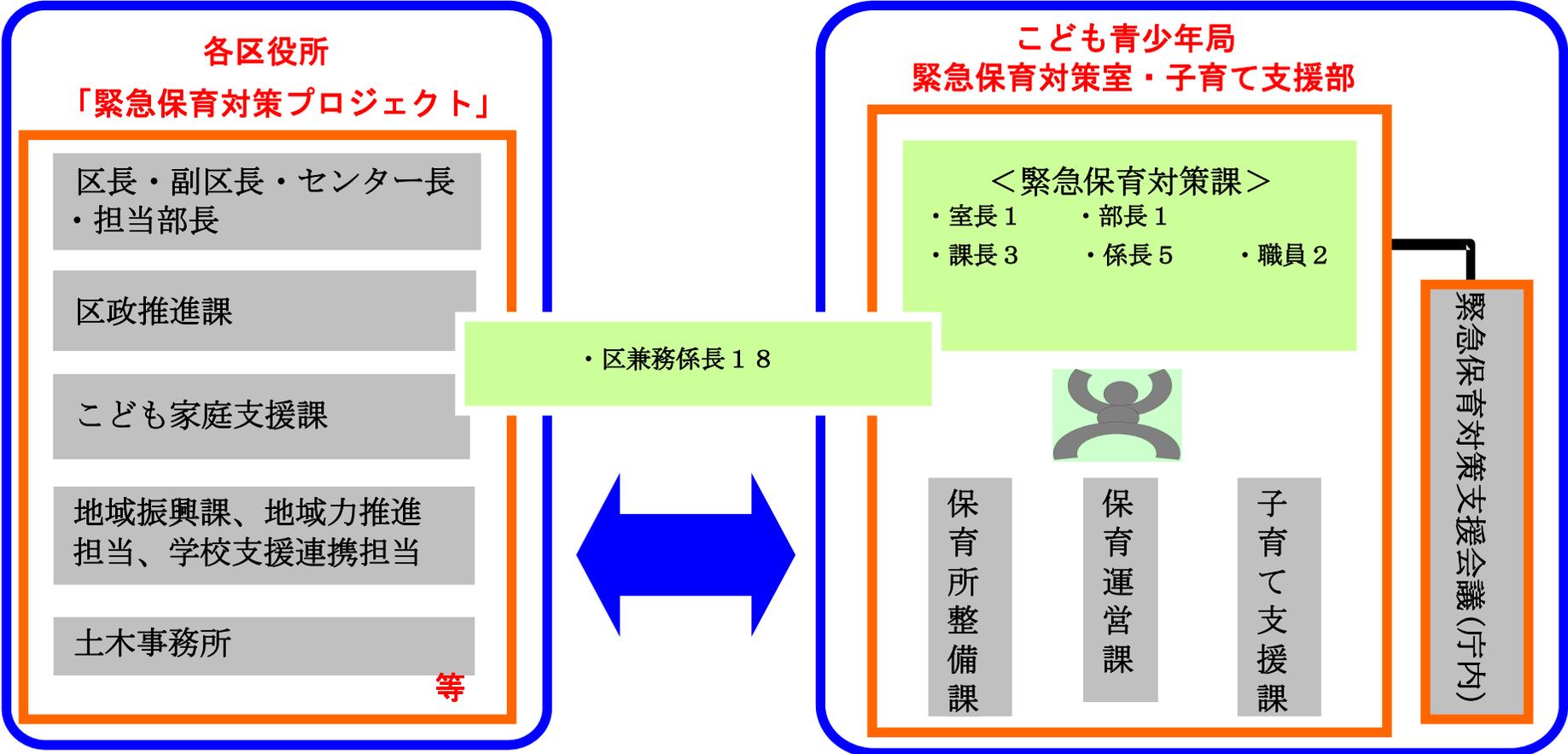
(単位: 百万円)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
待機児童対策予算(A) 横浜保育室、幼稚園預かり等の運営費を含む	7,241	8,466	12,841	15,727	12,427
保育所運営費予算(B)	54,405	58,352	61,782	67,685	76,305
横浜市一般会計予算(C)	1,371,350	1,360,351	1,389,914	1,409,708	1,435,302
(A+B) / (C)	4.5%	4.9%	5.4%	5.9%	6.2%

※25年度一般会計予算額は、24年度2月補正予算(25年度予算の前倒し・上乗せ補正分)を含み、土地開発公社負担金を除く

待機児童対策の推進体制

- 緊急保育対策室(緊急保育対策課・保育所整備課)を設置し、対策課と区を兼務する係長を配置
- 区ごとに、待機児童対策を進めるための体制をつくり、区と局が連携して対策に取り組む
- 区はニーズの状況や保育資源を地域別に分析。区単位の「待機児童ゼロプラン」を作成



認可保育所の設置主体別内訳

○25年4月1日現在、579園(予定)。全体の4分の1以上は、企業立(株式・有限)

	民間認可保育所									市立 保育所	合計
	社会福祉 法人	財団 法人	NPO 法人	宗教 法人	学校 法人	株式 会社	有限 会社	個人	小計		
15年度	109	2	—	12	—	2	—	15	140	127	267
24年度	245	5	15	8	17	106	6	11	413	94	507
25年度	276	6	17	7	20	142	10	11	489	90	579

○各年度4月1日現在地(25年度は予定)

※25年度における宗教法人1か所減は、3年前からの計画的な廃園

○市立保育所には、公設民営(指定管理者)2か所を含む

○平成16年4月より、市立保育所の民間移管(公募・選考し、採択した社会福祉法人へ)を実施中

※16年4月～25年4月で、計37園を移管(予定含む)

☆最初の企業立保育所は、(株)ポピンズコーポレーションによる「ポピンズ小机ナーサリー」(港北区)

※平成14年6月に、横浜保育室を廃止し、認可保育所へ移行

横浜市の保育資源(H25年4月1日 見込)

I - 7



横浜市の保育資源		か所数見込 (か所)	定員 または 入所数見込 (人)
認可保育所	市立・民間	579	48,907
家庭的保育事業	家庭保育福祉員(保育ママ)	57	225
	NPO等を活用した家庭的保育事業	36	315
認可外保育施設	横浜保育室	157	5,277
	事業所内保育(24.4.1現在)	71	1,108
	その他の認可外施設(24.4.1現在)	195	3,453
幼稚園	幼稚園(24.5.1現在)	286	59,671
	上記のうち横浜市預かり保育実施園	129	3,267

保育資源の定義

種 別	定 義
保育所 <small>【整備・設置認可：こども青少年局保育所整備課】 【運営：各区、こども青少年局保育運営課】</small>	日々、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設。
家庭的保育事業	保育士または研修を受けて市町村の認定を受けた「家庭的保育者」が、自宅等で児童を保育することを目的とした事業
家庭保育福祉員 <small>【こども青少年局保育運営課】</small>	市長の認定を受けた福祉員が、保護者の委託を受けて、保育に欠ける低年齢児を家庭的な雰囲気の中で保育する制度。 (昭和35年12月事業開始、平成22年4月法制化)
NPO等を活用した家庭的保育事業 <small>【こども青少年局緊急保育対策課】</small>	NPO法人等の保育に関するノウハウを活用し、保護者の委託を受けて、複数の保育者が、保育に欠ける低年齢児を家庭的な雰囲気の中で保育する制度。 (平成22年9月事業開始、横浜市単独事業)
認可外保育施設	保育所以外の保育施設であって、行政庁による設置認可を受けていないものの総称。
横浜保育室 <small>【新規認定：こども青少年局保育所整備課】 【運営：各区、こども青少年局保育運営課】</small>	3歳未満児の待機児童の解消、認可保育所では対応しきれない多様な保育ニーズへの対応、保護者負担の軽減などを目的に、横浜市が独自に定める設備や保育水準を満たす施設を「横浜保育室」として認定した認可外保育施設。(平成9年7月事業開始、横浜市単独事業)
一般認可外保育施設 <small>【こども青少年局保育運営課】</small>	認可外保育施設のうち、本市が援護費を交付していないものであって、事業所内保育施設およびベビーホテル以外のもの。
事業所内保育施設 <small>【こども青少年局保育運営課】</small>	企業・病院などが、従業員を確保するために、福利厚生施設の一環として設置している従業員のための保育施設。
ベビーホテル <small>【こども青少年局保育運営課】</small>	認可外の保育施設であって、夜間保育、宿泊を伴う保育、または時間単位で一時的預かりのいずれかを行っているもの。
幼稚園 <small>【神奈川県】</small>	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設
私立幼稚園預かり保育 <small>【こども青少年局子育て支援課幼児教育係】</small>	市長の認定を受けた私立幼稚園が、保育を必要とする園児又は弟妹園児に対し、幼稚園の正規教育時間を含み日中11時間以上(土曜日は8時間以上)の保育を実施する制度。

【 】=所管・問い合わせ先

※認定こども園(幼保連携型)

認定こども園は、幼稚園・保育所等のうち、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設で、神奈川県が認定。幼保連携型は、幼稚園と保育所がともに認可を受けていて、両者が連携して一体的な運営を行う形態のもの。

Ⅱ－１ 未利用国有地・県有地・市有地の活用について

- 横浜市では、未利用の公有地等について、社会福祉法人等に貸し付け、保育所整備に取り組んでいます。
- 市有地については、ほぼ活用しきったと言える状況です。
- 国有地については、関東財務局からの情報提供・協力のもと、「定期借地権を利用した活用」に取り組んでいます。今後も国有地の活用に取り組んでいきます。

1 未利用国有地の活用

(1) 経過

国（財務省）において、「新成長戦略における国有財産の有効活用」の方針に基づき、平成 22 年 6 月に定期借地権を利用した未利用国有地の活用方針が示されました。

これに基づき、協議を進めた結果、本市では 2 か所の保育所整備が進められることとなりました。

特に、新成長戦略に基づく関東財務局からの積極的な働きかけや協力と、本市の待機児童対策の動きがマッチして、短期間に国有地の活用を実現することができました。

(2) 整備案件の概要

名称	横浜小谷かなりや保育園 (※県下初の国有地活用)	(仮称) ひびき井土ヶ谷保育園
所在地	横浜市旭区南本宿町 26-5	横浜市南区井土ヶ谷上町 26-24
敷地規模	738 m ²	405.97 m ²
定員	60 人	70 人
開所日	平成 24 年 4 月 27 日	平成 25 年 4 月 1 日 (予定)

(3) 手続の流れ

① 関東財務局から未利用国有地の情報提供

国から提供のあった未利用国有地の情報の中から、適地を選定

② 保育所整備候補地について国と市が協議

③ 国と市が定期借地契約

立地を考慮して、期間は 30 年間。賃料については鑑定評価に基づき算出

④ 運営法人募集

⑤ 市と法人が賃貸借契約

現在は、自治体を經由せず、国が法人と直接定期借地契約を締結することも可能。

⑥ 保育所整備

⑦ 認可・開所

独立行政法人所有地では、事例あり ～神奈川県亀住町で認可保育所を運営中の社会福祉法人が、隣接地（元国立学校）を定期借地契約の上、認可申請（26 年 4 月開所予定）

(4) 課題等

ア 面積が狭い等の理由で保育所整備に適する未利用地が少ないが、他の公有地に比べると国有地は今後も適地が出てくる可能性が大きいので、期待できます。

イ 定期借地のため、一定期間年後に更地にして返還しなければならないことが、事業者には負担感を与える場合があります。

<参考 その他の活用・連携事例>

① UR 都市機構の開発ビル内

② 横浜国立大学、慶応義塾大学の敷地内

2 未利用県有地の活用

(1) 経過

県から売却を前提とした利用照会があった物件であったため、定期借地での利用に関する県との調整が難航しました。今回は特例的な取扱として、本市では1か所で定期借地により保育所整備を行うことになりました。

(2) 整備案件の概要

名称	(仮称) 白幡上町フレール保育園
所在地	横浜市神奈川区白幡上町 10-24
敷地規模	2130.24 m ²
定員	120人
開所日	平成25年4月1日(予定)

(3) 手続の流れ

未利用国有地とほぼ同一です。

(4) 課題等

県のスタンスとしては、利用できる土地は売却が原則であり、今回は例外的に認められたケースです。

※本市としては、土地を購入して保育所用地を確保することは、困難です(今後も)。

3 未利用市有地の活用

(1) 経過

本市内部で全庁的な体制を組織して、各局が保有する未利用市有地の情報収集を図りました。また、各種事業の用途廃止後の土地を保育所用地として活用することについて、全庁的な支援を得ることができました。

その結果、道路の高架下、統廃合による小学校跡地、市立保育所移転跡地などで整備を進めることができました。

(2) 市有地整備数(区分所有含む) ※25年4月現在:95か所(予定)

22年度	1か所
23年度	2か所
24年度	7か所

このうちの1か所が環状2号線道路の高架下です。

(3) 手続の流れ

- ① 全庁的に未利用市有地を照会し、回答を得る
- ② 保育所整備候補地としての方針決定
- ③ 運営法人募集
- ④ 市と法人が賃貸借契約
- ⑤ 保育所整備
- ⑥ 認可・開所

<参考情報>

高架下等にある認可保育所

○道路 1件(市有地)

○鉄道 4件

京浜急行	2件
JR	1件
市営地下鉄	1件

(4) 課題等

25年度は市有地1か所で保育所整備を行う予定ですが、活用可能な市有地では整備し尽くしていると言える状態であり、適地がありません。

Ⅱ－２ 民間保育所整備促進事業（内装整備費補助事業）について

- 既存建物を改修することにより認可保育所を整備する事業で、改修に必要な建築費等の一部（補助上限額 3,000 万円）を横浜市が補助しています。
※平成 14 年度整備（15 年 4 月開所分）より実施
- 公募で保育事業者を決定していますが、対象は法人格を有するものとしているため、企業立（株式・有限会社）も応募が可能で、採択割合も高い状況です。
※平成 21 年度整備（22 年 4 月開所分）より、安心こども基金を活用（企業立も可能）

1 これまでの実績

株式会社等が公費補助を投入して整備できる唯一の事業であるため、**整備件数のほとんどを企業立（株式会社立及び有限会社立）が占めています。**

また、最寄駅から**徒歩圏に整備**する事例が多いのも特徴です。

認可保育所の新設（更地整備等）にかかる補助については、社会福祉法人に限定しています（児童福祉法第 56 条の 2）

<参考 1 直近 3 年間の採択件数・内訳>

	22 年度募集分 (23 年度開所)	23 年度募集分 (24 年度開所)	24 年度募集分 (25 年度開所予定)
採択件数	10 施設	20 施設	27 施設
うち企業立件数	9 施設	19 施設	25 施設
駅徒歩 10 分圏内	9 施設	20 施設	22 施設
うち 5 分圏内	3 施設	13 施設	14 施設

※平成 15 年度～24 年度に整備促進事業で採択した案件(130 件)のうち、**企業立は、103 施設(79.2%)**

2 補助事業の概要

整備する定員数により、補助上限額は異なります。

【補助対象】

施設整備費や備品費を対象とし、用地購入等は含みません。

「賃貸物件により認可保育所を整備」の場合の改修費補助については、法人の制限なく、「株式会社も対象」としています。

【補助上限額】（平成 24 年度見込み）

定員	補助対象額(A)	補助上限 (B)=(A)×3/4	安心こども基金 (C)=県基準×2/3	本市負担 (D)=(B)-(C)
90 人以上	4,000 万円	3,000 万円	1,666 万円	1,334 万円
50 人～89 人まで	3,000 万円	2,250 万円	1,666 万円	584 万円

※県基準額は 2,500 万円（端数切り下げ）

※平成 21 年度募集分から基金を活用。それまでは市単独事業として全額本市負担。

3 工夫した点

保育ニーズが高く、保育所整備を進めたいエリアを「**整備が望ましい地域**」として選定し、公募期間が始まる前からホームページで公表。保育事業者の物件探しに要する時間をできるだけ多く確保しました。

さらに、平成 24 年度整備では、「整備が望ましい地域」の中から特に整備を進めたい地域を「**緊急整備地域**」「**小規模保育所整備地域^(※)**」として厳選し、

- ① 補助上限額を 1.5 倍（3,000 万円→4,500 万円。上記 3【補助上限額】の項目参照）に増額
- ② 整備期間中（整備工事着手時から開所までの期間）の賃借料を補助^(※※)

するなど、政策的に整備を誘導してきました。

(※) 小規模保育所整備地域・・・本事業では、定員 60 人以上の整備を標準としていますが、定員 40 人程度の小規模でも評価上不利としないよう配慮した地域です。

(※※) 整備期間中の賃借料補助・・・開所前の工事にかかる数か月間は、保育運営にかかる収入がない一方、賃借料が生じるため、保育事業者にとって負担感があることが当該保育事業者のヒアリングを通じてわかったことから、平成 23 年度募集分（平成 24 年度開所）から始めた補助事業。着工後の期間を対象に 1/2 補助しています。

4 留意すべき点

既存建物の改修型を事業のモデルイメージとし、これまでファストフード店舗や車販売店を改修した保育所整備もありましたが、近年の応募案件は**更地に地主が建物を新築して、保育所を整備**するものが増えています。

ハウスメーカー等に営業活動を行った**成果**とも言えますが、**事務所等の既存建物を保育所整備するうえで、建築法令等への適合やレイアウト上の困難さ**があり、保育事業者や設計事業者が敬遠してきたことも一因にあるものと考えられます。

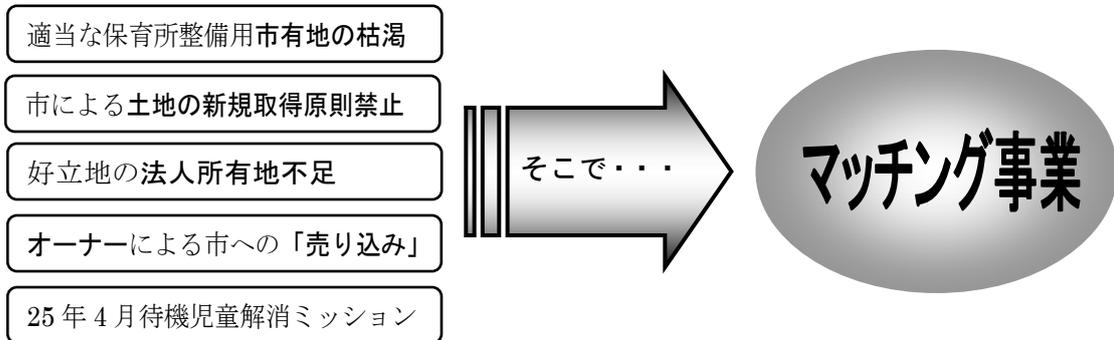
更地整備の場合、完成までの工期が短く、厳しい面があるため、きめ細かく進捗管理する必要があります。

Ⅱ-3 民間保育所整備マッチング事業について

- 土地等所有者と保育所整備・運営法人の「出会いの場」を、市がお膳立てする「マッチング事業」を実施しました（23年度・24年度整備分）。
- 新たな物件を掘り起こすことができ、関心ある全国の社会福祉法人・企業等へ案内することができました。
- 23年度整備分では、「土地のみ」を募集案件としていたため、社会福祉法人のみ参加でしたが、24年度整備分からは「新築の建物付土地」、「新築のビル床の一部」も加えたため企業立の法人も参加できるようになりました。

1 なぜ、「マッチング」？

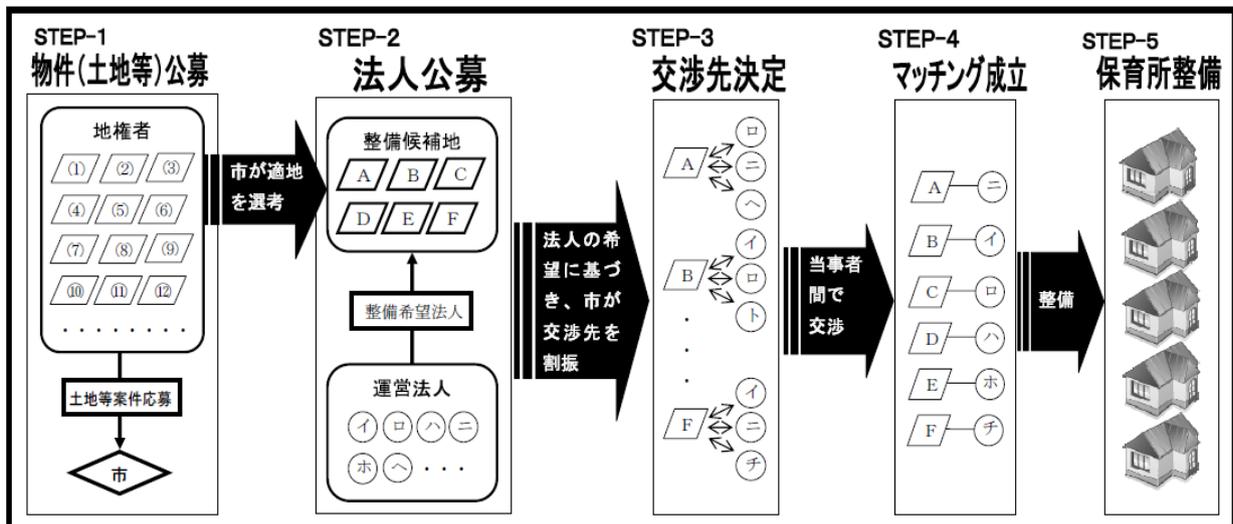
通常、行政が実施しない領域の事業ですが、さまざまな背景によりチャレンジすることとなりました。



2 横浜版マッチング事業の概要

- 地主と法人の「出会いの場」を市がお膳立てする事業
- 役割分担
 - 【市】 物件及び事業者の「公募」、「選考」、「振分」
 - 【オーナー、保育事業者】 「条件交渉」、「契約先決定」、「契約締結」
- 法人に対する整備費補助（＝既存制度）以外の市費は要さない
- 22年度は土地、23年度はオーナーの意向を汲んで建物付き土地とビル床にも対象拡大

【フローイメージ】



3 成果

	22年度実施分 (24年度開所済み)	23年度実施分 (25年度開所予定)
募集対象物件種別	①土地	①土地 ②建物（新築）付き土地 ③ビル床（新築）の一部
応募物件数	78	60 ①：16 ②：40 ③：6
うち、採択物件数	11	16 ①：2 ②：10 ③：4
うち、整備物件数 (定員数)	7 (525人)	11 (780人) ①：2 ②：5 ③：4

※23年度実施分応募案件数の内訳は、その時点で決めかねている案件もあったことから、合計数と一致しない

4 工夫した点

物件及び法人ともに、「『多数』の応募が、高い『質』につながる」と考え、それぞれ『多数』の応募につながるよう工夫しました。ポイント…「手間を惜しまない」こと

【物件募集の工夫】

①緩やかな条件設定

「市街化区域」「土地 500 m²以上」「床 300 m²以上」程度の緩やかな条件としました。

②「建物付き土地」物件を対象に

土地所有者の意向（更地で貸すことへの心理的不安、節税のため借金（＝自ら建物建設）したい傾向）を汲んで、23年度実施分は「建物付き土地」も対象にしました。

③ハウスメーカーへの働きかけ

資産活用コンサルタントとしての側面も持つハウスメーカーは、多数の「地主さん」を顧客に持っていることに着目し、市担当者が直接会社に出向き、マッチング事業の案内を行いました。

【法人募集の工夫】

①全国の運営事業者への案内

全国の運営事業者（社会福祉法人、企業等、約 7,000 法人。WEBで調査）に対して事業を郵送で案内した結果、九州、四国など市外の法人による整備につながりました。

②「候補地案内ツアー」の実施

土地勘の乏しい市外法人向けに、市が仕立てた車で回る「ツアー」を実施しました。

5 留意すべき点

- ・ 丁寧に行おうとするあまり、事務量（募集、選考等）や精神的負担（当事者間といっても、どうしても市を頼りにされる）が想定以上に大きく膨らみました。
- ・ 市外（特に遠方）法人の場合、市との関わり方や近隣対応などについて、本市との間に感覚の乖離がみられる例が少なくありませんでした。（「横浜市に頼まれて実施している」との感覚を持たれたり、「〇〇市では行政がもっと丁寧にサポートしてくれる」など。）
- ・ オーナー側へのメリットやインセンティブ（税の減免や補助金など）を求める声が多くありました（市としては、物件を長期安定的に貸付けできることがオーナーのメリットと考えています）。

Ⅱ－４ 横浜保育室の活用について

- 横浜市が定めた一定の基準を満たした認可外保育施設を「横浜保育室」として、認定しています。
- 待機が多い低年齢児専用の保育施設としたこと、認可保育所よりも小規模の面積で整備することができたことから、待機児童対策として大きな役割を果たすことができました。
- 助成額を拡大し、認可とほぼ同水準の保育料とするなど、インセンティブ増加に向け、取り組んでいます。
- 新制度施行により給付対象施設となるよう、現在移行支援に取り組んでいます。
 - ※「先取りプロジェクト」により、平成23年度から、横浜保育室運営費に国の交付金（約8億円）が入っています。

1 横浜保育室とは

平成9年度より、本市が定めた一定の基準を満たした認可外保育施設を「横浜保育室」として、認定しています。

「保育に欠ける」（認可の入所要件と同様）主として3歳未満児が良好な環境で保育されることを目的としています。

待機児童の多い低年齢児、特に1歳児の対策として大きな役割を果たしており、入所児童は待機児童のカウントから除外することができます。

【基準等】

- ・保育年齢及び定員 3歳未満児 20人以上
- ・保育時間(基本保育時間) 月～金 7時30分から18時30分まで（23時まで延長保育助成制度あり）
土 7時30分から15時30分まで（同上）
- ・職員等 施設長(保育士、保健師、助産師又は看護師の資格保持者)、保育従事者、調理員
- ・有資格者率 必要となる保育従事者2/3以上有資格者（上記4資格）
- ・配置基準 3歳未満児4人に対して1名
- ・保育料 月額58,100円を上限に各施設で設定
(所得による軽減助成(10,000円～50,000円)、きょうだい児減免等あり)

【横浜保育室の施設数、定員の推移】(各年4月1日現在)

年度	平成22	平成23	平成24
施設数(か所)	128	146	152
定員(人)	4,309	4,928	5,177

2 インセンティブ増加の取組

1 賃料補助の増額

(1) 「横浜保育室事業実施要綱の特例を定める要綱」

「みなとみらい 21 地区」などでは認可保育所を作るスペースがなく、横浜保育室が待機児童解消の有効な手法と考えられましたが、家賃が高く、事業者を誘導しにくかった。

そのため、月額上限 50 万×補助率 1/2 の家賃補助を、家賃の高い地区に限って引き上げることで、インセンティブとすることを検討。

制度化には「家賃の高い地区」の定義づけが必要であるため、新規整備の必要度、公示価格水準などを総合的にみて地区を限定し、補助額を最大 5 年間、月額上限 100 万円×補助率 1/2 にアップ。

(2) 事業者の負担軽減のため、内装工事期間中（最大 3 ヶ月）の賃料補助を新設

2 保育料軽減助成の拡大

(1) 横浜保育室の保育料は上限を 58,100 円としています。所得に応じて 1 万円の減額がありましたが、中低所得層では認可保育所に比べると高額になり、認可への申込が集中する要因と考えられました。

認可とほぼ同水準の保育料とするため、平成 22 年度に助成額を 4 万円まで拡大し、23 年度にはさらに 5 万円まで拡大。減額分はすべて市負担としています。

(2) 「就労支援被保護世帯等横浜保育室保育料臨時補助金交付要綱」

横浜保育室の保育料は最低でも 5,000 円はかかるので、認可で 0 円となる被保護世帯および非課税ひとり親世帯には、横浜保育室への入所を勧めにくい。そのため、求職中 3 ヶ月に限り当該世帯の保育料を全額補助することで、入所しやすくしました。

※健康福祉局保護課・区子ども家庭支援課と連携

実績：18 世帯利用（うち 1 世帯は継続中）⇒9 世帯が就労につながった

3 子ども・子育て関連 3 法に伴う支援策

新制度下で「給付対象施設」となることができるよう、現在、移行支援に取り組んでいます。

【給付対象施設】

○低年齢児専用の認可保育所…従来は、0～5 歳までの年齢構成（原則）を求めている

⇒施設の改修及び移転再整備により、低年齢専用の認可保育所とすることに補助枠を新設しました（25 年度予算より）。

○認定子ども園…既存幼稚園と提携することで、認定子ども園の乳児部門を担う

○小規模保育…現在、横浜保育室の定員は 20 人以上と規定。これを 16～19 人に広げる等検討中

【認可保育所として設置認可するための主な課題】

○建築基準法に基づく保育所用途（採光、換気等）

○バリアフリー法、バリアフリー条例、横浜市福祉のまちづくり条例（エレベーター設置、段差解消・廊下幅等）等への適合

○保育士確保などソフト面

Ⅱ－6 既存施設の利用について

- 子どもが減っている地域、交通不便な場所にある施設では、幼稚園・保育所とも3歳以上の入園者が減少しています（「定員割れ」現象）。
- 幼稚園では「預かり保育（保育所なみの長時間預かり）」、保育所では「定員外の受入」、「増築・改修による低年齢児の受入人数の拡大」を図り、待機児童対策を進めています。
- このような既存資源の活用は、コスト面や保育の質の面でもメリットがあります。

【幼稚園の活用】

1 「私立幼稚園預かり保育事業」

幼稚園在園児を対象に、保育所なみの11時間保育と長期休業中の保育を実施する横浜市の事業。平成9年に3園から始め、平成16年には51園となったが、その後実施園があまり増えなくなっていた。

平成21年10月に私立幼稚園協会協会役員と「これからの横浜の幼稚園を考える研究会」を設置し、意見交換を数回する中で、幼稚園のハードルとなっていた土曜日と長期休業中の開所を緩和する「平日型預かり保育」のアイデアをまとめ、22年度から募集。

全園向け説明会のほか、子育て支援課職員・緊急保育対策課の区兼務係長が個別に園を訪問し、新規実施園を開拓した。平成25年2月1日現在の実施園： 118園 約3,000人

2 幼稚園・横浜保育室連携モデル事業

預かり保育幼稚園と横浜保育室が連携し、就学前までの一貫した保育環境を確保。また、施設の相互利用や交流保育も実施している。

認定園9組（9幼稚園13保育室）：25年4月受入は、横浜保育室卒園108人の61%・66人が連携幼稚園に入園見込み

【既存保育所の活用】

1 「待機児童解消促進事業補助金交付要綱」

民間保育園が1、2歳の受入枠（定員・定員外いずれでも可）を2人以上増やす場合に、250万円までの補助金を交付。

2 横浜市立保育園の増改修による受入枠の拡大

3 その他

区からの働きかけで、整備予算を伴わない定員外受入や、定員構成の変更を進めることで、低年齢の枠拡大、高年齢の定員割れ解消を図る。

	22年度決算		23年度決算		24年度予算	3か年合計
	定員	定員外	定員	定員外	受入枠	
民間保育所	132	288	45	150	150	765
市立保育所	97	70	177	77	288	709
					計	1,474

Ⅱ－７ 保育士確保の取組について

- 短期間で大量の保育施設を整備するとともに、増加する保育士需要に向け、関係団体・機関と連携しながら、保育士確保策に取り組みました。
- 即戦力の確保として、「潜在保育士の復職支援」、「県内外の新卒保育士の就職支援」等を実施しました。
- 将来の保育士候補を支援するため、「保育所での高校生インターンシップ」を実施しました。

【潜在保育士の復職支援】

1 保育士就労支援講座・就職面接会の開催

ハローワーク横浜との共催によりエリア別に年6回開催した。講座は保育所保育指針、安全管理や保護者対応等の講義と手遊び・歌遊び等の実技、面接会は保育士を求めている法人と受講者他が直接面談を行う。

	平成23年度	平成24年度
面接会回数	5回	6回
参加法人	87法人	207法人
就労者数	34人	70名（見込み）

2 市内保育所求人情報サイトの開設

こども青少年局のホームページ内にサイトを開設し求人情報を発信している。

【新卒保育士の就職支援】

1 保育士就職説明会の開催

横浜開催型と県外出張型の2類型で開催した。横浜開催型は新卒保育士を対象に年2回開催し、保育事情の説明、園長との懇談会、保育園見学ツアー等のプログラムを提供した。

県外出張型は保育士養成施設の就職担当者を対象に4県8施設を訪問し、保育事情の説明や就職情報の交換等を行った。

2 保育士就職懇談会の開催、出張就職ガイダンスの実施

神奈川県保育士養成施設協会に加盟する17の養成施設の就職担当者と園長会の代表が、保育実習や採用試験等のあり方について意見交換を行った。

また、園長会とともに養成施設に出張し、保育事情の説明、保育士の魅力等を説明した。

【保育士候補への支援】

1 高校生インターンシップの実施

横浜市立高校の1・2年生を対象に夏季休業期間を利用して保育所見学を実施した。

【処遇改善の要望】

- 1 処遇改善につながる助成制度の創設、都市部における保育所運営費の加算等について九都県市首脳会議共通要望や独自要望を行った。

Ⅱ－８ NPO等を活用した家庭的保育事業について

- NPO等を実施主体とし、低年齢児（0～2歳児）の受入を行う保育施設（定員6～9人）を平成22年度より整備しています。
- マンション等の一室を活用するため、(社)神奈川県宅地建物取引業協会等と協定を締結し、「物件情報システム」を構築し、迅速・機動的な整備を進めました。

【経過】

児童福祉法の一部を改正する法律により、「家庭的保育事業」が平成22年4月1日に法定化された。これにより保育者の資格要件、保育内容及び研修などの詳細な実施基準が、省令、家庭的保育事業ガイドラインで定められ、位置づけが確立された。

これを受けて、本市ではそれまで取り組んでいた家庭保育福祉員制度と併せて、NPO等を事業実施者として認定して保育を委託する事業を、低年齢児対策に向けた重要な方策の一つとし、22年9月から事業展開を図った。

(認定結果)

- 22年度 6か所認定
- 23年度 11か所認定
- 24年度 20か所認定

【課題】

事業拡大を図る中で、以下のことが課題となった。

- ①本事業に適した物件の確保
- ②本事業の担い手たる事業者の確保
- ③保育者の確保及びスキル向上 など

【対策】

1 本事業に適した物件の確保

(社)神奈川県宅地建物取引業協会と(社)全日本不動産協会神奈川県本部との賃貸物件情報提供の協定締結、さらにUR都市機構神奈川地域支社や横浜市住宅供給公社、財務省関東財務局が管理する賃貸物件を提供してもらう「物件情報システム」を確立し、必要エリアへの物件確保と事業者誘導を成功させた。

2 本事業の担い手たる事業者の確保

本事業紹介に併せて、健全な法人経営講習や周知啓発を図る事業者向けセミナーを開催した。

3 保育者の確保及びスキル向上

保育士不足と言われる中、現場に少なくとも1人は保育士資格者を配置してもらうなど、各事業者の努力により体制を整えていただいている。また、一定の研修を修了することで無資格者も配置できることから、本市主催による研修を実施し、本事業に求められる基礎知識の習得及び実際の保育現場における実習の徹底を図っている。